

議案第26号

三朝町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正  
について

次のとおり三朝町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年3月10日

三朝町長 吉田秀光

平成10年3月20日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「2,600円」を「2,200円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の三朝町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。